

令和5年9月22日
観 光 庁

大阪・夢洲地区のIR区域整備計画に係る実施協定を認可

令和5年9月8日に大阪府及び大阪IR株式会社から認可の申請があった「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」に係る実施協定について、国土交通大臣は、関係行政機関の長の同意を得た上で、特定複合観光施設区域整備法第13条第2項の規定に基づき、本日（令和5年9月22日）付けで認可しました。今後、大阪府と大阪IR株式会社との間で実施協定が締結される予定です。なお、実施協定の概要については、同条第5項の規定に基づき、実施協定締結後、大阪府より公表されます。

【お問い合わせ先】
観光庁参事官室
担当：片岡、井上
TEL 03-5253-8953